

新客観点数の加点内容の改正（案）に対するパブリックコメント及び対応方針

- 1 募集期間 : 平成 30 年 6 月 27 日（水）～7 月 27 日（金）
- 2 応募件数 : 5 件
- 3 パブリックコメントと県の対応方針

番号	属性	ご意見の内容	対応方針
1	建設業	毎回確実に直営で施工せず、ほとんど丸投げの業者がいます。もう少し作業員まで調べて直営能力の加点もしくは、代理人しかいない業者の減点を希望します。	ご意見の内容は、個々の工事現場で行う評価であり、工事成績点として間接的に新客観点数に影響することはあっても、直接的に新客観点数で評価することは難しいと考えます。
2	建設業	民間資格である「給水装置工事主任技術者」は、水道施設工事では加点されますが、管工事では加点されないのはなぜでしょうか。	管工事については、給水装置工事主任技術者の資格が経営事項審査の加点の対象とされていることから、平成 29・30 年度の入札参加資格審査時から新客観点数では加点しないこととしています。
3	建設業	労働災害防止を目的として組織された団体の中には、選挙時に特定候補の応援を組織として行っている団体が見受けられ、公平・公共性の面から如何なものかと思えます。	労働災害防止団体法で規定された団体が選挙活動を行っている事実はないと聞いております。
4	建設業	協力雇用主の登録だけでなく、実際に雇用した場合にも加点していただきたい。	各事業者の加点内訳は公表することを前提としており、協力雇用主に登録し、実際に雇用した事業者に加算する場合、雇用の有無が加点状況から推測できてしまい、被雇用者の更生に影響を及ぼす恐れがあるため、加点しないこととしています。
5	建設業	若手育成の加点も大事だが、高齢者の雇用についても何か考えていただきたい。	今後、建設産業では高齢化等により大量に離職者が出るが見込まれ、将来を担う若者の入職・定着を促し人材を確保することが重要であると考え、担い手の確保・育成に重点を置いた取組を行っているところです。 高齢者の雇用については、技術の伝承の観点から重要な課題であると考えており、現在行っている県の「長野県就労促進・働き方改革戦略会議」や国の「建設技能者の能力評価制度のあり方検討会」等での議論を踏まえ、総合的に検討してまいります。